

自立支援医療における所得区分

自立支援医療の自己負担上限額を決める際に着目する所得は、まず、「世帯」における市町村民税の課税額になります。

ちなみに、市町村民税の金額は、住民一人一人に同じ金額を納めていただく「均等割」と住民一人一人の所得に応じた金額を納めていただく「所得割」が決められています。

市町村民税が非課税である「世帯」とは、この「均等割」「所得割」の両方が課税されていない「世帯」をいいます。

市町村民税が非課税である「世帯」においては、次の段階として、受診する方（受診する方が18歳未満の場合は保護者ひとりひとり）の収入に着目します。

・市町村民税非課税「世帯」

- | | |
|---------------------|------|
| 1. 年間の収入が80万円以下の場合 | 低所得1 |
| 2. 年間の収入が80万円を超える場合 | 低所得2 |

収入とは.....

自立支援医療における収入とは、次のア～ウにあげる収入の合計額をいいます。

ア. 地方税法上の合計所得金額

市町村民税額を決める際に算出される所得

イ. 所得税法上の公的年金などの収入金額

課税される年金等の収入

ウ. 厚生労働省令で定める給付

課税されない収入の中で厚生労働省が定めたもの

- ・遺族年金、障害年金、労災による障害補償など
- ・特別障害給付金
- ・特別児童扶養手当、特別障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当

市町村民税が課税されている「世帯」においては、さらに「所得割」の課税額によって区分されます。

・市町村民税課税「世帯」

- | | |
|--|--------|
| 1. 市町村民税（所得割）の額の合計が、3万3千円未満の「世帯」 | 中間所得層1 |
| 2. 市町村民税（所得割）の額の合計が、3万3千円以上23万5千円未満の「世帯」 | 中間所得層2 |
| 3. 市町村民税（所得割）の額の合計が、23万5千円以上の「世帯」 | 一定所得以上 |